◆◆┃明石市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業



母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業とは、ひとり親の方が、指定の講座を受講した場合、市が受講料の一部を助成し、就業につながるスキルの修得に向けた取り組みを支援する制度です。

対 象 者

本市に居住するひとり親家庭の親で、次の全ての条件を満たす方

- □20歳未満の児童を養育している
- □自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている
- □就労経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して、本教育訓練を受けることが 適職に就くために必要であると認められる
- □過去に本制度を利用していない

対 象 講 座



- 1 雇用保険制度における
 - ① 一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
 - ② 特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
 - ③ 専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座
 - ※②③については、専門資格の取得を目的とする講座に限ります。
 - ※教育訓練給付金の指定対象講座は、国の教育訓練講座検索システムをご参照ください。(https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/)



2 1 に該当しないが、明石市高等職業訓練促進給付金の支給を受けて、資格取得のための養成機関で修業する講座

支 給 額

- 1 一般教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る)の 額の60%相当額(上限20万円)
- 2 専門実践教育訓練給付金
 - ① 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る)の額の60%相当額(上限160万円(修学年数(最長4年)×40万円))

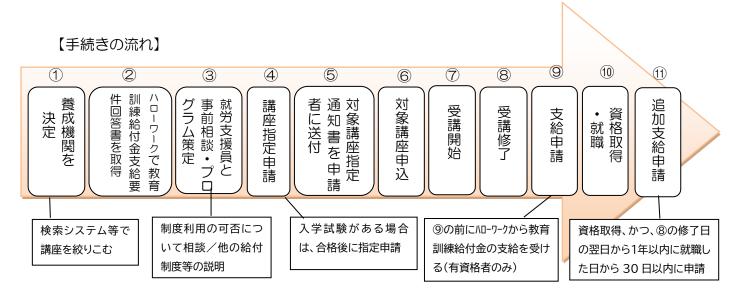
② 修了後 1 年以内に資格取得等し、就職等した場合、受講費用の 25%相当額を追加支給 (上限 20 万円)

【給付に関しての注意事項】

- ・1万2千円を超えない場合は給付されません。
- ・受講終了後に給付されます。
- ・雇用保険制度(ハローワーク)から教育訓練給付金の支給を受けることのできる方は、その額を 差し引いた額となります。
- ・入学金・授業料の減免(高等教育の修学支援新制度)、学校独自の減免等を受ける場合は、減免 後の実際に支払った額を対象費用とします。

利用方法

制度の利用にあたっては、事前相談のうえ、あらかじめ市の講座指定を受ける必要があります。 講座の申し込み前に、児童福祉課において必ず事前相談(面談)を受けてください。



注意事項

- ・通信教育も利用できます。
- ・一部の講座において、高等職業訓練促進給付金と自立支援教育訓練給付金を併用することができます。ただし、自立支援教育訓練給付金を受ける場合は、兵庫県社会福祉協議会からのひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の入学準備金の貸付を受けることはできません。

~ 児童福祉課に就労支援員を配置しています。 ~

母子家庭のお母さん等の就職や自立に向けた支援を行うために、就労支援員を配置しています。 就労を希望するひとり親家庭のお母さん、お父さんと面談を行い、その方の状況やニーズに応じて ハローワークなどの関係機関と連絡調整を取りながら、自立に向けた就労支援計画の策定や情報提 供をするなどを行います。お気軽にご相談ください。

> (問い合わせ) 明石市児童福祉課 TEL:078-918-5027 FAX:078-918-5196